

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

1. 第13回SOFTIC国際シンポジウムのご案内.....	1	8. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数推移(年度別).....	9
2. 平成16年度事業報告及び収支決算報告.....	2	9. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内.....	9
3. 調査研究報告書等の紹介.....	4	10. 「プログラム著作物の登録」及び「半導体集積回路の回路配置の登録」に関する研修の実施.....	10
4. 「2005年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座」のご案内... 6	6	11. ソフトウェア・エスクロウ登録のご案内.....	11
5. 理事会・評議員会開催報告.....	7	12. 「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2005」締め切り迫る.....	12
6. プログラム著作物登録申請状況.....	7		
7. プログラム著作物の登録制度のご案内.....	8		

1. 第13回SOFTIC国際シンポジウムのご案内 〔インターネット社会における情報の利用と保護〕

前号のSOFTIC NEWSでご案内しました標記シンポジウムの内容が下記のように決まりましたのでご案内いたします。

今回は午前の著作権のセッションで、今後コンテンツビジネスの更なる展開が期待される中で、現在大きな話題となっている米国グックスター事件判決等で議論された、いわゆる著作権の間接侵害の問題について検討します。

午後の特許のセッションでは、日米欧におけるソフトウェアの特許保護の動向について報告していただき、制度問題も含め改めてソフトウェアの特許保護と利用についての諸問題について検討します。また、パテントコモンズ等オープンソースソフトウェアと特許との関係についても検討する予定です。

開催日：平成17年11月9日(水) 9:00 - 17:30

場 所：東京プリンスホテル

2階「マグノリアホール」

(東京都港区芝公園3-3-1)

テ ー マ：インターネット社会における情報の利用
と保護

主 催：財団法人 ソフトウェア情報センター

(SOFTIC)

使用言語：英日の同時通訳

プログラム

1. インターネット環境における著作権侵害とその教唆的行為(いわゆる間接侵害)

(1)日米欧における最近の動向報告

ISPの責任/DRM等のアクセスコントロール/
間接侵害/制度改正の状況 等

- ・米国：J.H. Reichmar(デューク大学教授)
- ・欧州：B. Hugenholtz(アムステルダム大学教授)
- ・日本：島並良(神戸大学助教授)

(2)ISP、P2Pソフト提供者等の責任のあり方の検討

- ・利用主体
- ・共同不法行為(教唆・幫助) 寄与侵害、代位侵害

・特許法上の間接侵害要件との関係

モデレーター：相山敬士(弁護士)

パネリスト：B. Hugenholtz(アムステルダム大学教授)

J. Reichmar(デューク大学教授)

P. Samuelsor(カリフォルニア大学教授)

上野達弘(立教大学助教授)

岡 邦俊(弁護士)

設楽隆一(東京地裁判事)

島並 良(神戸大学助教授)

田中 豊(弁護士)

2. ソフトウェアの特許保護と利用

(1)日米欧におけるソフトウェア関連特許保護の動向報告

- ・米国：Dan L. Burk(ミネソタ大学教授)
- ・欧州：T. Karamanli(EPO)
- ・日本：美勢克彦(弁護士)

(2)ソフトウェア特許に対する考え方

- マイクロソフト(株).....平野高志
- IBM(依頼中)

(3)ディスカッション

- ・ソフトウェア特許の問題点の三極比較 特許性、保護範囲、制度的課題 等

- ・ソフトウェア特許とオープンソースソフトウェア
モデレーター：水谷直樹(弁護士)
- パネリスト：Dan L. Burk(ミネソタ大学教授)
- T. Karamanli(EPO)
- H. Wegner(弁護士)
- 平野高志(マイクロソフト株)
- 美勢克彦(弁護士)
- (IBM)

申込・問合せ
財団法人 ソフトウェア情報センター
国際シンポジウム事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
電話 03-3437-3071
ファクシミリ 03-3437-3398
http://www.softic.or.jp/
symposium@softic.or.jp

参加料金:(税込み)

	正 規 料 金	早期申込割引料金
S O F T I C 賛 助 会 員	25,000円	20,000円
S L A 会 員	30,000円	25,000円
一 般	35,000円	30,000円

早期割引料金は、平成17年10月31日までに申込の場合

2. 平成16年度事業報告及び収支決算報告

I 事業活動

平成17年6月20日(月)に開催された理事会及び評議員会において、当財団の平成16年度の事業報告及び収支決算が承認された。事業報告及び収支決算の概要は次の通り。

1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

(1) ソフトウェア知的財産の戦略的活用に係る法的課題の調査研究及び情報提供

1 ソフトウェア関連の判例研究

「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」(委員長：三木茂弁護士)において、各種のビジネス展開にとってインターネットは益々重要な存在となりつつある中、DVDムービーのスクランブル・システム回避のためのプログラムをインターネット上に掲示したことの責任の有無が争われた事例、プリンター用再生トナー・カートリッジの製造販売禁止を求めて争われた事例、P2Pソフトウェア提供者の責任について争われた事例等について検討を行い、報告書「ソフトウェア関連判例の最新動向 - 平成16年版 - 」をまとめた。

2 ソフトウェア関連特許研究

「ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会」(委員長：相澤英孝 一橋大学教授)では、脳外科手術に関するコンピュータ・システム、テレビ番組に対応したインターネットコンテンツを番組と同時に提供するシステム及びアイコン表示に関する技術等の特許侵害事件を材料に、裁判所の当該クレームの解釈と侵害の成否についての各考え方について検討

を行い、報告書「ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書 - 平成16年度版 - 」をまとめた。

3 情報の提供

内外の関連誌のトピックを紹介する「知的財産権問題関連入手資料ご案内」を毎月発行した。

4 ソフトウェアの知的財産権入門講座の開催

ソフトウェアの知的財産権入門講座の開催
ソフトウェアの知的財産権に関する基礎的な知識を習得することを目的とするAコース及び専門的な知識を習得することを目的とするBコースに加え、短期間に主要な内容を習得するための短期コースを設け、入門講座を開講した。受講者数は3コース合計で51名であった。

(2) ソフトウェアのライセンス契約におけるライセンサー破産に伴う諸問題の調査研究

「ソフトウェア・ライセンス契約とライセンサー保護に関する調査研究委員会」(委員長：小川憲久弁護士)を設置し、ライセンサー(ベンダー)の倒産等の場合に、当該ソフトウェアに関するライセンサー(ユーザー)の使用継続等についてどのような法的関係になるか整理し、ユーザーの使用継続が確保できるための制度的方策について検討し、「コンピューター・ソフトウェアのライセンス契約の保護に関する調査研究報告書」にまとめた。

(3) ソフトウェア等の法的問題に関する受託調査

ソフトウェア等の法的問題に関する調査研究の一環として、次の各テーマについて受託調査を実施した。

1 ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査

(独立行政法人情報処理推進機構からの請負調査)

日本オープンソースソフトウェア推進フォーラムのビジネス推進WGの委嘱により、オープンソースソフトウェア(OSS)ビジネスにおける法的問題を整理し、OSS利用に付随する法的リスクを明確化し、法的リスク回避・低減のための方策を提案することを目的として調査を行った。

2 海外における技術の標準化プロセスに関する実態調査(公正取引委員会からの委託調査)

技術等の標準化に係る独占禁止法の適用関係を検討する前提となる資料を作成するため、昨年度は国内での民間における技術の標準化プロセスに関する実態調査を実施したところ、本調査では国外の関係機関を対象として実態等の調査を行った。

3 映像コンテンツ利用と保護の在り方に関する調査(経済産業省からの委託調査)

デジタル放送における映像コンテンツの利用と保護の在り方について、特に、デジタル放送に関連するDRMの仕組み、とりわけ先進的な米国のプロードキャスト・フラグ制度を中心に、国内で始まったコピーワンスを含め、その動向について調査を行った。

4 電子商取引等に関する準則案の調査・作成事業(財団法人日本情報処理開発協会電子商取引推進センター〔ECOM〕からの委託調査)

経済産業省では、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、「電子商取引等に関する準則」を示している。「準則」はこれまでに3回の改訂を経ているが、今回、4回目の改訂に当たり、情報財取引分野について、経済産業省から委託を受けたECOMからの再委託により、情報財取引の実務面及び法律面の専門家から成る委員会を設置し、準則改訂のための原案の策定を行った。

5 ソフトウェア関連技術の特許化の動向調査(特許庁からの請負調査)

情報家電に関するソフトウェア関連技術として、一般家庭における情報通信技術の浸透を象徴すると思われる情報家電ネットワークシステムを介した家庭向けコンテンツの処理、流通や管理の分野に焦点を当て、その関連する特許および技術にどのようなものがあるか、米国と日本の現状について調査を行った。

6 米国、欧州、及び日本におけるマイクロソフト社独禁法違反事件に関する調査

(財団法人日本情報処理開発協会からの請負調査)
米国、欧州、そして我が国においては、PC用OS

市場において支配的地位を確立しているMicrosoft Corporationの行為が各競争当局の審査対象とされているところであるが、本件調査では、それら競争当局の同社に対する措置内容等を取りまとめ、OS等に係るライセンス契約と競争法上の問題に関する基礎資料の作成を行った。

2. ソフトウェア・プロダクトに関する流通促進及び調査研究

(1)ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

1 ソフトウェア関連情報の提供

事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ内外のソフトウェア関連資料を整理拡充し、広く一般の利用に供するとともに、インターネットを利用した情報の提供を行った。

2 ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ・エージェントとして、ソフトウェア・エスクロウ制度の普及に努め、数多くの問い合わせ及びエージェント業務を受けた。本年度の新規契約数は21件、これを含めて平成16年度末時点で継続中の契約数は62件である。

(2)ソフトウェア・プロダクト等に関する調査研究及び情報提供

1 IT関連取引の契約に関する調査研究

「情報システムのSLAに関する調査研究委員会」(委員長：吉田正夫弁護士)を設置し、ITサービス取引におけるサービス内容の指標として期待されているSLA(サービスレベル契約)について、既に導入している事例をもとに、SLAの内容及びその導入手順等を調査し、導入時の留意点について「サービスレベル契約(SLA)に関する調査報告書」をまとめた。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

(1)非特許文献の収集

相澤英孝早稲田大学アジア太平洋研究センター教授を委員長とするコンピュータソフトウェアデータベース検討委員会(「CSDB検討委員会」)を平成9年度以降引き続き設置、開催(3回/年)し、同委員会の審議を経て、平成16年度、非特許文献を「6,162冊」収集した。

(2)解析及び電子化情報の作成

非特許文献ないしはそこからCSDB構築に必要な抽出が行われた記事に対し、検索キー(「CSターム」)の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、平成16年度、それらの一次文献情報を含めた電

子化情報を「46,926件」作成した。

平成16年度末までに作成された電子化情報の年度別作成件数は以下のとおりであり、これら総数は、概ね、28万4千件に至っている。

(3) C S D B の外部公開に係る著作物利用許諾手続きの開始

特許庁は、平成15年5月から、それまでに蓄積したC S D Bの電子データのうち、著作物利用許諾を要しない書誌事項等に係る電子データを特許電子図書館(I P D L)を通じて外部公開しているが、それら一次文献及び抄録についても、平成15年度以降に収集される文献を対象に、平成16年9月から、著作物利用許諾が得られたものについては、順次、公開をしている。

ソフトウェア特許情報センターにおいても、これに合わせて、著作物利用許諾手続きに係る協力と電子化情報への許諾情報の取り込みを実施し、平成16年度には253文献の著作物利用許諾を得た。

(なお、平成15年度には100文献の著作物利用許諾を得ている。)

4. プログラムの著作物に関する登録事務

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、プログラムの著作物の登録事務を行った。また、各関係団体での登録制度の説明会の開催、登録情報に関する官報公示、登録年報の発行及び検索サービス等の情報提供を行った。

平成16年度総申請件数は330件であった。総申請件数は、昨年度より120件の減少となった。

II 収支決算(概要)

平成16年度総収入は、9億7千373万円、総支出は9億5千385万円、総収支差額は1千988万円のプラスであった。前期繰越金は1億1千371万円であったので、次期繰越収支差額は1億3千359万円となった。

一般会計の当期の収入は、1億8千309万円で、予算より8千273万円の増加となった。

これは、主に短期借入金や受託調査の収入が計上されたことによる。他方、支出については、受託調査と既存事業との調整(研究員手当の縮減、海外調査の縮減等)および各事業での経費節減等を含め予算に比べ約2,600万円の増となり、管理費については、経費節減と受託事業に伴う振り替えにより減少があった関係で約600万円減となった。また、著作権登録特別会計と平成16年度より実施した、半導体回路登録特別会計への繰入金支出を加えて、当期の支出は1億5,577万円であった。この結果、当期の収支は、約2,700万円のプラスとなったが、借入金収入が3,000万円があるので、実質マイナス約300万円となった。

著作権登録特別会計の収入は、2,574万円で、予算より約520万円の増であった。また、当期の支出については約2,600万円と予算より500万円増となった。この結果、当期の収支は、14万円のプラスとなったが、一般会計からの繰入金を考慮すると、実質約528万円のマイナスとなった。

ソフト特許特別会計の収入は、7億4,703万円で、予算より294万円の増収となった。

また、当期の支出は7億5,764万円で、予算より1,355万円増加した。この結果、当期の収支差額は、1千61万円の赤字となったが、支出の内、借入金返済支出が1千万円あったので、実質の当期収支差額の約61万円のマイナスとなった。

半導体回路登録特別会計の収入は、1,787万円で、予算より約249万円の増であった。

また、当期の支出については約2,600万円と予算より500万円増となった。これは、主に繰入金収入による。この結果、当期の収支は、300万円のプラスとなったが、一般会計と著作権登録特別会計からの繰入金を考慮すると、実質約1,140万円のマイナスとなった。

3. 調査研究報告書等の紹介

コンピューター・ソフトウェアのライセンス契約の保護に関する調査研究報告書(SOFTIC 16-1)

平成16年の破産法改正により、ライセンス契約におけるライセンサー破産の場合、ライセンス対象の知的財産権が対抗要件を備える場合は破産管財人の解除権は制限されることとなった。しかし、コンピューター・ソフトウェアの著作権については、現行著作権法上利用権設定の対抗要件制度を備えていないため、ライセンサー破産時の管財人の契約解除及

び通常時に権利が移転された場合に、ライセンシーは当該ソフトウェアの利用権を確保できないことになる。

この問題について検討を行った文化審議会著作権分科会報告書は、利用者の保護については破産法との関係等から対抗要件制度によるべきとし、現行の著作権登録制度とは別の簡易な登録制度創設を視野に入れた検討を行うと共に、他の知的財産権との整合性のある制度とすべきとの提言がなされている。

このような背景の下、コンピューター・ソフトウェアのライセンス契約におけるライセンシー保護に関する著作権法上の問題について、どのような課題があり、そのためにどのような方策が考えられるか検討を行った。

主として提案された方策の方向は、契約の存在をもってライセンシーに対抗力を付与とする新たな制度創設を挙げている。報告書の主な内容は以下のとおり。

1. ソフトウェア関連取引におけるライセンシー保護の現状と問題点
2. 著作権ライセンス契約におけるライセンシーの地位の保護のあり方
3. ドイツ著作権法におけるライセンシーの保護

サービスレベル契約 (SLA) に関する調査報告書 (SOFTIC 16-2)

情報システムのアウトソーシングを背景に必要な性の高まるサービスレベル契約 (SLA) を取り上げる。情報システムの開発・運用をIT専門会社に委ねたものの、その品質の維持・向上、またトラブル時の対応などをいかに管理するかは大きな課題である。そこにサービスレベルを設けてサービス内容を透明化することでコストと品質の適正化をはかろうとするSLAの有用性が説かれる一方で、ペナルティ (金銭的補償) と直結して考えられがちなSLAに対し否定的な見方もある。本報告書ではユーザー・ベンダーそれぞれの立場からの導入事例の報告をまとめるとともに、SLAの課題を検討する。また同様の発想から、コスト・ベースではなくバリュー・ベースでの価格決定を目指すバリュー・ベース型ITアウトソーシング契約についてもまとめている。報告書の主な内容は以下のとおりである。

1. SLAの概要
2. SLA導入の事例
3. バリュー・ベース型ITアウトソーシング契約
4. おわりに

ソフトウェア関連判例の最新動向 平成16年度版 (SOFTIC 16-3)

技術的保護措置の回避を巡る欧米の事例3件、P2Pファイル共有ソフトの提供者の法的責任を問う米国事例1件、国内における画面表示の類似性を巡る判決1件を取り上げている。

「3. プリンタ・カートリッジ事件」は原審では原告プログラムの著作物性・被告による技術的保護手段の回避による侵害責任のいずれも認定されたが、控

裁はこれを取り消し・差し戻されている。本報告書ではその原審を扱う。

また「5. グロックスター控訴審判決」は、P2Pファイル共有ソフト提供者の寄与侵害・代位侵害責任を否定する地裁判決を支持した。

報告書では、いずれも各判決の解説と併せて判決文を収録している。取り上げた判決は以下のとおりである。

1. ノルウェイDeCSS刑事事件控訴審判決
2. 321Studios加州事件
3. プリンタ・カートリッジ事件
4. マイクロラボ事件
5. グロックスター控訴審判決

ソフトウェア関連特許に関する調査研究報告書 平成16年度 (SOFTIC 16-4)

コンピューター・ソフトウェア関連発明の特許侵害訴訟について、米国と日本の事件について検討した。取り上げた事件とその概要は以下のとおり。

- Medical Instrumentation and Diagnostics 対 EleKta (03.9.23 CAFC)

脳のイメージング技術に関する特許侵害事件。CAFCは、1,600万\$の損害賠償を認定した地裁判決について、M+Fで記載されたクレーム中、争点となった「D/D変換のソフトウェア」が開示されていないとして、破棄・差し戻した。なお、プログラムの開示について、当業者が書けるであろう程度に開示されていれば十分であるとする反対意見もあった。

- ACTV 対 Walt Disney (03.10.8 CAFC)

テレビ番組に対応したインターネットコンテンツを番組と同時に提供するシステムに関する特許の侵害事件。この特許では、テレビ番組の内容に関するコンテンツのアドレスを示すURLを、映像信号と共に送信することが記載されており、これに対して被告システムでは、映像信号と共に当該ウェブサイトのコンテンツのファイル名を送信ものであり、このファイル名がURLに含まれるかが争点となった。

地裁は、本件特許には絶対的URLしか含まれないとして非侵害としたが、CAFCは、インターネット上でコンテンツ情報の位置が示される以上は、相対的URLも含まれ、よって、被告システムが受信する当該ファイル名は、URLに該当する、として、地裁判決を差し戻した。

- Bancorp Service 対 Hartford Life Insurance事件 (04.3.1 CAFC)

「安定価額の保護を備えた投資プランを管理する

ためのシステム」について、本件クレーム中の文言「解約金払戻金の保護を備えた投資のクレジット」が不明瞭で112条違反で無効であるとの地裁判決に対し、CAFCは、「発行された特許に関する訴訟において不明瞭か否かというきわどい問題は、特許権者に有利となるように適切に解決される。」として、不明瞭を理由とする地裁の無効判断を差し戻した。

○ジャストシステム（反訴被告）対 松下電器産業（反訴原告）事件（H16.8.31 東京地裁）

被告の特許「情報処理装置及び情報処理方法」に関し、原告製品で表示される「？」ボタン及び「表示」ボタン等は、当該特許の構成要件にいう「アイコン」に該当するかが主な争点となった。

裁判所は、『本件発明にいう「アイコン」とは、「表示画面上に、各種のデータや処理機能を絵又は絵文字として表示して、コマンドを処理するもの」であるのに対し、本件製品の「？」や「表示」、プロパティ及び「キャンセル」は、表示画面上にあり、処理機能を表示しているものの、デザイン化されていない

単なる「記号」や「文字」であって、絵又は絵文字とはいえないことは明らかであるから、本件各構成要件における「アイコン」には該当しない。』と判示した。

○松下電器産業 対 ジャストシステム事件（H16.10.29 東京地裁）

原告特許「文書作成装置及び文書作成方法」について、被告製品が特許侵害している（被告の「一太郎Home」等が推定される）として提訴された事件。

裁判所は、被告製品は、構成要件（1-C、1-D）にいう「影付き文字のベクトルデータ」を生成するかについて、『被告製品において、影付き文字の生成後においては、影付き文字のベクトルデータを用いて処理を行っていることは認められても、影付き文字の生成過程において、文字パターンを表すベクトルデータから影付き文字のベクトルデータを生成し、生成された影付き文字のベクトルデータを影付き文字のビットマップデータに変換していると認めるに足りない。』として、原告の主張を退けた。

「2005年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座」のご案内

例年どおり、標記講座を開催中です。10月集中開講の短期コース、来年1月開講予定のBコースにつき、引き続き受講者を募集しております。奮ってご応募ください。ご不明な点につきましては、下記担当者までお気軽にお問合せください。

カリキュラム

Aコース	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	6月22日（水）	知的財産権法の概論【終了】	美 勢 克 彦
第2回	7月1日（金）	日本著作権法の概論【終了】	泉 克 幸
第3回	7月6日（水）	ソフトウェア契約(1)【終了】	宮 下 佳 之
第4回	7月20日（水）	ソフトウェア契約(2)【終了】	大 谷 和 子
第5回	9月7日（水）	ソフトウェア特許の概説	三 品 岩 男
第6回	9月22日（木）	特許の出願実務	土 井 健 二
第7回	10月5日（水）	ソフトウェア等の保護の国際動向	亀 井 正 博

Bコース	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2006年1月18日（水）	ソフトウェアの著作権侵害事例	梶 山 敬 士
第2回	1月25日（水）	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉 田 正 夫
第3回	2月8日（水）	ソフトウェア特許の侵害論	水 谷 直 樹
第4回	2月22日（水）	不正競争防止法の概説	小 川 憲 久
第5回	3月8日（水）	知的財産権と独占禁止法	大 澤 恒 夫
第6回	3月23日（木）	デジタル・コンテンツの権利処理	龍 村 全

短期集中コース	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2005年10月17日（月）	ソフトウェアと企業法務	大 野 幸 夫
第2回	10月18日（火）	ソフトウェアと特許	岩 本 康 隆
第3回	10月20日（木）	ソフトウェアと契約	小 倉 秀 夫
第4回	10月21日（金）	ソフトウェア取引と独占禁止法	石 田 英 遠

会 場 紀尾井町剛堂会館ノ虎ノ門オカモトヤ 会議室

時 間 午後1時半～4時半（休憩・質疑応答含む）

料 金

	賛 助 会 員	一 般
A コース	7万円	11万円
B コース	6万円	10万円
短期コース	4万円	6万円

〔なお本講座は第二東京弁護士会継続研修として認定を受けており、受講すると外部研修として2単位が認められます。〕

問合せ先

SOFTIC 入門講座担当 〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門5 - 1 - 4 東都ビル4F Tel : 03 - 3437 - 3071 Fax : 03 - 3437 - 3398 URL: http://www.softic.or.jp/ E-mail: nyumon@softic.or.jp
--

5. 理事会・評議員会開催報告

平成17年6月20日(月)に、理事35名の出席のもとに第1回通常理事会並びに評議員36名の出席のもとに第1回評議員会を評議員38名の出席のもとに第2回評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

(1)第1号議案「理事長、専務理事及び常務理事の互選」のうち、理事長の互選について山地理事から説明があり、審議の結果、全員異議なく安西邦夫理事を理事長に再任した。

安西理事長から挨拶があり、以下、安西理事長が議長として議事を進めた。

専務理事及び常務理事の互選について山地理事から説明があり、審議の結果、全員異議なく次のとおり選任した。

専務理事	山 地 克 郎 (再任)
常務理事	霜 鳥 秋 則 (新任)
常務理事	永 田 雅 博 (再任)
常務理事	橋 爪 邦 隆 (再任)

(2)第2号議案「評議員の委嘱」について山地専務理事から、全評議員の任期が満了すること及び別紙2の委嘱する評議員候補者について説明した後、審議の結果、全員異議なく承認可決した。

(3)第3号議案「顧問の推薦」について山地専務理事が

ら、全顧問の任期が満了すること並びに「久保庭 信一」及び「則近 憲佑」の2名を顧問に推薦することを説明した後、審議の結果、全員異議なく承認可決した。

(4)第4号議案「平成16年度事業報告及び収支決算」について山地専務理事から説明があり、監事を代表して森田監事から事業報告書、収支決算書及び財産目録について本財団の状況を正しく示している旨の報告があり、審議の結果、全員異議なく「平成16年度事業報告書、収支決算書及び財産目録」を原案どおり承認可決した。また、平成16年度の収支差額133,591,583円全額を翌年度(平成17年度)に繰り越すことを全員異議なく承認可決した。

(5)第5号議案「平成17年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金の受入」について山地専務理事から本財団が平成17年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金として4項目29,148,000円(自己負担分を含めた総事業費58,305,000円)を受け入れる旨の説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決した。

(6)来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長 小林 利典氏、文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長 川瀬 真氏、特許庁総務部特許情報利用推進室長 吉村 和彦氏から挨拶があった。

6. プログラム著作物登録申請状況

平成17年6月30日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17 ^(*)	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	213	182	8,048
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	1	0	164
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	2	7
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	114	40	1,342
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	56	10	869
(根拠権の設定・抹消・変更)	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	38	13	282
信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	18	12	172
嘱託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	1	4	17
合計 ^(*)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	330	224	9,579

2. プログラム分類別申請件数

分類 / 年度	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17 ^(*)	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	31	10	1,653
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	65	27	2,681
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	160	149	4,389
合計 ⁽²⁾	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	256	186	8,723

(* 1) 平成17年度は、4月～6月の件数です。

(* 2) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の合計とプログラム分類別申請件数の合計は異なります。

7. プログラム著作物の登録制度のご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

(財)ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。

民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意ください。

登録の種類及び効果は次のとおりです。

(1) 創作年月日の登録 (法第76条の2)

- ・ プログラム著作物の創作年月日 (プログラムが完成した日) を登録するものです。
- ・ 公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
- ・ 著作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(2) 第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録 (法第76条)

- ・ 発行 (公表) された著作物について、その第一発行 (公表) 年月日を登録するものです。
- ・ 古いプログラムでも販売や、公衆送信 (あるいは送信可能化) されていれば登録できます。
- ・ 著作権者又は無名、変名 (ペンネーム等) で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行 (公表) されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(3) 著作権の登録 (法第77条)

- ・ 著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・ 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・ 登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受けやすくなります。

(4) 実名の登録 (法第75条)

- ・ 無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・ 現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・ 著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

登録申請時に必要なものは次のものです。

1. 申請書
2. 著作物の明細書
3. プログラム著作物の複製物（マイクロフィッシュ）
4. 登録手数料47,100円（振込）注
5. 登録免許税（収入印紙）
6. 代表者資格証明書（法人の場合）

注：登録手数料は、平成17年6月1日より改正されておりますので、振込金額に間違いのないようにお願い致します。

詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』（1冊1,500円）を販売しておりますので、著作権登録部までご注文下さい。ホームページにも掲載しております。http://www.softic.or.jp/

プログラム著作物の登録に関するお問い合わせやご質問は、著作権登録部までお願いいたします。

TEL：03-3437-3071 FAX：03-3437-3398 E-mail：touroku@softic.or.jp

8. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数推移（年度別）

平成17年7月10日 現在

年度	^{(*)1} S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	^{(*)2} H17		
申請	127	832	592	804	873	719	652	510	510	548	373	481	432	300	294	341	204	121	123	89	1	8,926	
却下	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
取下	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	30	0	7	1	0	0	258	0	1	0	0	0	315
閲覧	7	34	75	7	84	40	26	26	40	12	29	24	21	0	1	18	0	0	2	0	21	467	
謄写	5	5	2	2	13	2	5	7	22	0	4	3	4	3	1	1	0	0	0	11	4	94	

(* 1) S60年度の件数はS61年1月～3月までの3ヶ月間の件数。(登録制度の開始はS61年1月。)

(* 2) H17年度の件数はH17年4月1日～7月10日までの件数。

9. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内

財団法人ソフトウェア情報センターは、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき経済産業大臣より「機関登録」を受け、半導体集積回路の回路配置利用権の登録業務を実施しております。

【登録制度の概要】

回路配置利用権登録制度の目的

回路配置利用権登録制度は、回路配置（回路素子及び導線の配置）の創作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、回路配置の取引の安定化・円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進して、産業経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

権利対象は回路配置

独自に創作された半導体集積回路の回路配置です。

登録が権利発生要件、権利存続期間は10年

回路配置利用権は設定登録をすることにより取得することができます。その権利は10年間存続します。

権利内容は回路配置を利用する権利

回路配置利用権者は、設定登録を受けている回路配置を業として利用する権利を専有します。

- 利用とは：1 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
2 製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為

回路配置利用権の設定登録

回路配置の創作をした者又はその承継人は、回路配置利用権の設定登録を受けることができます。

専用利用権の設定

回路配置利用権者は、専用利用権を設定することができます。専用利用権者は定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を専有します。

通常利用権の許諾

回路配置利用権者は、他人に通常利用権を許諾することができます。通常利用権者は、定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を有します。

職務上の回路配置の創作者は法人

回路配置利用権の効力は次のものには及ばない

- 1 他人が創作した回路配置の利用
- 2 解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
- 3 正当な権利者が譲渡した半導体集積回路を譲渡等する行為

権利侵害に対しては差止請求権・損害賠償請求権あり

回路配置利用権者又は専用利用権者は、権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。善意者に対しては特例があります。

【設定登録申請時に必要なもの】

1. 設定登録申請書
2. 説明書...申請者が創作者等であることの説明書
3. 図面等...20倍以上、鮮明に記載、概ねA4版に調整してください。
4. 半導体集積回路...4個
5. 委任状...代理人を立てた場合に添付してください。
6. 登録手数料納付書...74,900円

(専用の振込用紙があります。)

*登録免許税...18,000円(収入印紙を申請書に貼付してください。)

1、2、5、6はホームページよりダウンロードできます。

登録においては書式審査を行います。特許法にあるような実質審査は行いません。

専用の振込用紙はご連絡いただければお送り致します。

【設定登録の効果】

1. 設定登録をすることにより回路配置利用権を取

得できます。

2. 設定登録をすることにより回路配置を業として利用する権利を専有します。
 3. 回路配置利用権者は専用利用権を設定することができます。
 4. 回路配置利用権者は他人に通常利用権を許諾することができます。
 5. 権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。
- *設定登録後の移転、処分の制限、質権設定等は登録をすることにより第三者に対抗することができます。

【その他の業務・サービス】

- 1 設定登録の公示(ホームページにて公示)
 - 2 登録事項記載書類(登録原簿の謄本)の交付
 - 3 申請書類及び登録原簿等の閲覧・謄写
- 2、3の請求書はホームページよりダウンロードできます。昭和61年1月～平成16年8月まで財団法人工業所有権協力センター(IPCC)回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務に伴う登録データ(累積約8,900件)については、すべてSOFTICが継承しています。

回路配置利用権の設定登録等の申請手続きや統計資料等について詳しくお知りになりたい方はホームページをご覧ください。

URL: <http://www.softic.or.jp/>

お問い合わせ・ご質問は下記の半導体回路登録部までお願いいたします。

E-mail: ic@softic.or.jp

TEL: 03-3437-3071

FAX: 03-3437-3398

10. 「プログラム著作物の登録」及び「半導体集積回路の回路配置の登録」に関する研修の実施

JICA国際知的財産権 コースの1講座として、「プログラム著作物の登録」及び「半導体集積回路の回路配置の登録」による保護に関する研修の依頼があり、次のように実施した。

- ・講義日時:平成17年7月1日(金)9:30~12:30
- ・訪問者:開発途上国知的財産担当専門官10名
(カンボジア、チリ、中国、ガーナ、ラオス、メキシコ、パナマ、ペルー、タイ、コスタリカ)
- ・説明者:プログラム著作物登録による保護について(柳沢)
半導体集積回路の回路配置の登録による保護について(青柳)

説明後熱心な質問が相次ぎ、各国の知的財産権保護についての関心の高さがうかがえた。

後日、研修を運営した財団法人比較法研究センターより「登録制度及び実情をよく理解することができ大変有意義だった。」という研修員の方々の感想が伝えられた。

11. ソフトウェア・エスクロウのご案内

ソフトウェア・エスクロウとは

ライセンスを受けていたソフトウェア提供者（ライセンサー）が倒産して、ライセンサーの所在やソースコード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまったりメンテナンスができず、結局、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなってしまったというようなご経験がありませんか？

欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度があります。この制度は、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェア取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術情報等を第三者（エスクロウ・エージェント）に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件（開示条件）の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより（逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。）ライセンシーの保護を図る制度です。

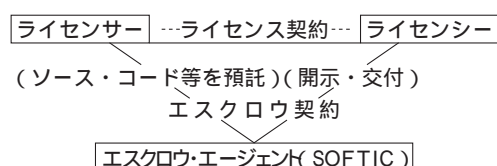
欧米では既に、10年ほど前からこのソフトウェア・エスクロウ制度が機能しており、アメリカでは民間の会社等が、イギリスでは公的民間機関と民間の会社が、フランスはソフトウェア産業が母体の公益社団がエスクロウ・エージェントとして活動しています。そして、ソフトウェア産業の信用度を高めるとともに、ソフトウェア取引の付加価値という観点から本制度が定着してきております。

これに対して、わが国にはこのような制度は存在しないため、例えば、海外ユーザーとソフトウェア取引を行なう場合に、当該ユーザーの要求により、その海外ユーザーの国のエスクロウ・エージェントにわざわざ出向いて預託しているケースが多いと言われております。

このような背景の下、97年7月1日よりSOFTICが日本におけるエスクロウ・エージェントとして業務を開始しております。

ソフトウェア・エスクロウの契約形態は下図のとおりです。

《契約形態》



メリットは

ライセンシーにとって：

- ・万が一、ライセンサーの倒産あるいは災害等によりメンテナンス等が受けられない場合、エスク

ロウ契約に従い預託物として保管されているソースコードや技術者情報等により、メンテナンスの確保や使用継続がより実現しやすくなる。

ライセンサーにとって：

- ・エスクロウの利用により、ユーザーに対し当該ソフトウェアの安定的な使用確保等をセールス・ポイントの一つとすることができる。

どのような手続が必要

大まかには以下のような手順の手続になります。

- 1 ソフトウェア提供者とユーザー間で、エスクロウ利用の合意（ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。）
- 2 ソフトウェア・エスクロウ契約の申込を受けて、SOFTICから契約書式等必要な書類を交付。
- 3 「新規契約手数料」をSOFTIC所定の口座に振込む。
- 4 手数料の振込確認後、契約日、預託物受入日を設定。
- 5 ライセンサー・ライセンシーによる預託物（FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等）の封印。
- 6 ソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物の受入。

料金は？

- 1 新規契約手数料：1件につき 14万円/年（一般）
12万円/年（会員）
- 2 契約更新手数料：1件につき 12万円/年（一般）
10万円/年（会員）
- 3 その他の手数料
・保管状況確認報告書手数料 500円/回
（いずれも消費税込み）

その他

バージョンアップ版については、新規の契約となります。

エスクロウの契約期間は1年間で、その後は、1年単位での更新。更新の場合は、「更新手数料」の支払をいただくことになります。

対象とする預託物の書類（媒体）は、FD、CD-ROM、CD-R等の磁気又は光学媒体及び紙ベースのドキュメント書類です。

【問合・申込先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
(財)ソフトウェア情報センター

エスクロウ担当まで

電話03-3437-3071 ファクシミリ03-437-3398

E-mail : escrow@softic.or.jp

財団法人ソフトウェア情報センター

12. 「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー 2005」締め切り迫る 〔優れたソフトウェア・プロダクト製品の表彰〕

本年度より独立行政法人 情報処理推進機構(略称:IPA、理事長:藤原 武平太)の主催で、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」の募集を開始いたします。

「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」は、ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、多くの良質なソフトウェア・プロダクト製品の供給を促進し、さらに、ソフトウェア・プロダクト市場の拡大及び充実を目指すものです。本賞は、平成元年に創設され今年で第17回目を迎えます。

今年度は、下記により、優れたソフトウェア・プロダクト製品の応募を広く募り、優れた製品を表彰いたします。

記

●対象製品

国内開発・海外開発を問わず、申請の時点で国内において広く利用、流通されているソフトウェア・プロダクトを対象とします。〔コンテンツ(例:映画、音楽)のみは、対象外。〕

●対象分野

1 産業/行政

〔産業向けソフトウェア・プロダクトと行政向けソフトウェア・プロダクト〕

2 家庭/個人

〔家庭生活や個人生活での利用に適したソフトウェア・プロダクト〕

3 安心/安全

〔コンピュータを安心して使えるようにするソフトウェア・プロダクトおよび安全・健康な生活に資するソフトウェア・プロダクト〕

4 システム・基盤

〔システムや通信制御ソフトウェアの開発～保守・運用のライフサイクルの中で使われているソフトウェア・プロダクト〕

●主催

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)

●後援

経済産業省(予定) 朝日新聞社、日刊工業新聞社

●選定

申請のあったソフトウェア・プロダクトについて、申請書により書類審査を行い、書類審査で選定されたものについて、説明及びデモンストレーションをお願いし、この審査結果に基づき最終選定を行います。選定は、学識経験者・有識者で構成されたソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー選定委員会(委員長:加藤 和彦 国立大学法人 筑波大学 大学院システム情報工学研究科 教授)で行います。

●締め切り

平成17年7月29日(金)

●応募方法等

詳細は下記ホームページで公開しております。

URL: <http://www.ipa.go.jp/software/oftheyear/2005/koubo.html>

●表彰式

平成17年10月24日(予定)

お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構

ソフトウェア開発支援部
企画グループ 森・高橋

TEL: 03-5978-7504(直通)

E-mail: 05softy@ipa.go.jp

SOFITIC 賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々にぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFITIC NEWS 2005年7月(No.44)

発行 財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFITIC)

発行人 山地 克郎

問い合わせ先 事務局 山地・島崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル

TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398

Web Site: <http://www.softic.or.jp/> E-mail: staff@softic.or.jp